

# 令和7年度世羅町人事行政の運営等の状況について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2及び世羅中央病院企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（令和7年世羅中央病院企業団条例第11号）第4条の規定に基づき、世羅中央病院企業団の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

令和7年11月

企業長 横田 和典

## 1 職員の給与に関すること

### 1 人件費の状況（令和6年度公営企業会計決算）

区分	総費用 A	純利益又は 実質収支	給与費 B	総費用の占める 職印給与比率 (B/A)	(参考) R5年度の人件費率
R6年度	千円 3,657,536	千円 △284,326	千円 2,180,525	% 59.6	% 59.1

給与費には議員報酬、各種委員報酬、特別職給与、共済費等を含む。

### 2 職員給与費の状況（令和6年度公営企業会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給 与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
R6年度	187人	千円 717,120	千円 333,591	千円 202,906	千円 125,617	千円 6,704

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員は含まない。

### 3 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しについては、給料表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

#### ①給料表の見直し

（給料表の改定実施時期）令和6年4月1日

（内容）国の見直し内容に準じて引上げ。給料表改定に伴って給料月額が下がる場合は、国家公務員の取扱いと同様に経過措置（現給保障）を実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

1 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和7年3月31日現在)

①公営企業職員

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
医師	41.8歳	491,360円	1,213,687円
医療技術員	42.2歳	306,937円	388,769円
看護職員	46.7歳	322,945円	439,656円
事務職員	43.1歳	321,652円	440,944円
その他職員	55.7歳	269,014円	277,965円
全体	45.0歳	330,470円	484,532円

2 職員の初任給の状況

(令和7年4月1日現在)

区分		世羅中央病院 企業団
行政職	大学卒	213,600円
	短大卒	201,000円
	高校卒	188,000円
医師職	大学6年卒	341,500円
医療技術職	大学6年卒	244,000円
	大卒	228,500円
	短大3卒	220,500円
看護職	大卒	253,100円
	短大3卒	249,400円

3 級別職員数等の状況

1 級別職員数の状況

(令和7年4月1日現在)

区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級
医師職	職務の内容	医員	医長 医員	診療部長、医局長、健 診部長、主任部長部長	院長 副院長		
	職員数（人）	8	4	1	3		
	構成比	50.0%	25.0%	6.3%	18.8%		
医療技術職	職務の内容	薬剤師 主任技師（士）	薬剤師 主任技師（士）	主任薬剤師 高度な知識又は、経験を必要とする業務を行う主任技師（士）	主任薬剤師長 技師（士）長 専門員	次長、室長、科長 課長、専門員	部長
	職員数（人）	2	10	17	7	3	2
	構成比	4.9%	24.4%	41.5%	17.1%	7.3%	4.9%
看護職	職務の内容	准看護師	看護師 主任准看護師	副主任看護師 高度な知識又は、経験を必要とする業務を行う看護師	看護副師長 主任看護師 専門員	看護副部長 看護師長 室長、専門員	副院長 施設長 看護部長
	職員数（人）	0	34	41	33	7	1
	構成比	0.0%	29.3%	35.3%	28.4%	6.0%	0.9%
行政職	職務の内容	主事	主任主事	主任	係長 主査	次長、事務長 課長、主幹	事務局長
	職員数（人）	0	4	5	9	4	1
	構成比	0.0%	17.4%	21.7%	39.1%	17.4%	4.3%
その他	職務の内容	調理師 看護補助者	主任調理師 主任看護補助者	主任調理師長 主任看護補助者長			
	職員数（人）	0	3	0			
	構成比	0.0%	100.0%	0.0%			

(注) 1 世羅中央病院企業団職員の職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容に関する規定に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 職務の内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

#### 4 職員の手当の状況

##### 1 期末・勤勉手当（令和6年度決算）

世羅中央病院企業団
1人あたりの平均支給額
1,538,262円
(令和6年度支給割合)
期末手当 勤勉手当
2.50月分 2.10月分
(1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況)
職務の級による加算措置
・役職加算 5~13%

(注) 1 ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### ○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（世羅町）

令和6年4月2日から令和7年4月1日までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、会の成績率				
上位、標準の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定期間	未定		未定	

##### 2 退職手当（令和6年4月1日現在）

世羅中央病院企業団			国		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.66950月分	24.586875月分	勤続20年	19.66950月分	24.586875月分
勤続25年	28.03950月分	33.270750月分	勤続25年	28.03950月分	33.270750月分
勤続35年	39.75750月分	47.709000月分	勤続35年	39.75750月分	47.709000月分
最高限度額	47.70900月分	47.709000月分	最高限度額	47.70900月分	47.709000月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置（2~48%加算）			・定年前早期退職特例措置（2~45%加算）		
1人当たり平均支給額	7,452千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

## 3 地域手当

(令和7年4月1日現在)

支給実績（令和6年度決算）	0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	0千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
広島県世羅町・三原市	2%	199

## 4 特殊勤務手当

(令和7年4月1日現在)

区分	全職種			
支給実績（R6年度決算）	802千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）	13,362円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（R6年度）	32.09%			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (R6年度決算)	左記職員に対する支給単価
放射線取扱従事手当	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務又はこれを補助数作業に従事する職員	診療業務	677,640円	月額7,000円 日額320円
感染症防疫等業務手当	感染症に感染し、若しくはその疑いのある患者に対応したとき、又は感染症の病原体が付着し、若しくはその危険がある物件の処理作業に従事した職員	診療業務	24,070円	日額290円
病児保育等従事手当	通常の業務から離れて、病児保育等に従事した職員	病児保育等業務	100,000円	日額2,000円 ～4,000円

## 5 時間外勤務手当

支給実績（R6年度決算）	89,684千円
職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）	501千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含むもので、職員1人当たり平均支給年額を算出する際の職員数は、各年度の3月31日現在の職員数（管理監督者等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。）。

手当名	内容及び支給単価	国制度と異同	国制度と異なる場合	支給実績 (R6年度決算)	支給職員一人当たり平均支給年額 (R6年度決算)
扶養手当	・配偶者 3,000円 ・子 11,500円 ・その他 6,500円 ・特定期間の加算 5,000円	同		20,274千円	238,515円
住居手当	借家、借間居住者 (最高支給限度額 28,000円)	同		8,313千円	259,778円
通勤手当	・交通機関利用者 運賃等相当額 ・交通用具使用者 使用距離区分に応じ 1,000円から 最高 46,000円	同 異	国は距離区分に応じ 2,000円（片道2km以上）から 31,600円	17,712千円	98,400円
管理職手当	・院長 15% ・院長代理 15% ・副院長 11% ・医局長 11% ・診療部長 11% ・健診部長 11% ・主任部長（診療科） 11% ・部長（診療科） 10% ・施設長 10% ・看護部長 10% ・部長（技術部） 10% ・事務局長 11%	異	国の制度 俸給表別、職務の級別、俸給特別調整額の区別に定められた額を支給  (例) 行政職俸給表（一） 72,700円～130,300円	6,657千円	832,067円
管理職特別勤務手当	医師 勤務時間により 4,000円～32,000円	異	6時間以内 4,000円	7,168千円	716,800円
	医師以外 勤務時間により 2,000円～16,000円	異	6時間を超える 6,000円		
夜間勤務手当	・準夜 3,400円 ・深夜 3,700円 ・2交替 7,300円  ・午後10時～午前5時までの勤務について、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給	異 同	・準夜 3,100円 ・深夜 3,550円 ・2交替 7,300円	42,878千円	487,244円
宿日直手当	職種、業務内容及び勤務時間に応じて、1,750円～21,000円	異	・医師 21,000円 ・医師以外 7,400円		
調整手当	・職種、業務内容及び勤務時間に応じて、500円～430,000円	異	国はなし	107,493千円	559,857円
救急勤務医手当	・宿直又は日直1回につき、10,000円	異	国はなし	3,150千円	210,000円
資格手当	・病院運営上必要な資格1つにつき3,000円	異	国はなし	72千円	36,000円

## 5 特別職の報酬等の状況 (令和7年4月1日現在)

区分		給料月額等	備考
給料	企業長	1,000,000円	
期末手当		令和6年度支給割合 6ヶ月期 1.725ヶ月分 12ヶ月期 1.725ヶ月分	
退職手当		算出方法 (在職年数による支給率 2.5~10.0) × (給料月額)	
		任期満了時等	

## 6 職員数の状況

## 1 部門別職員数の状況と主な増減理由

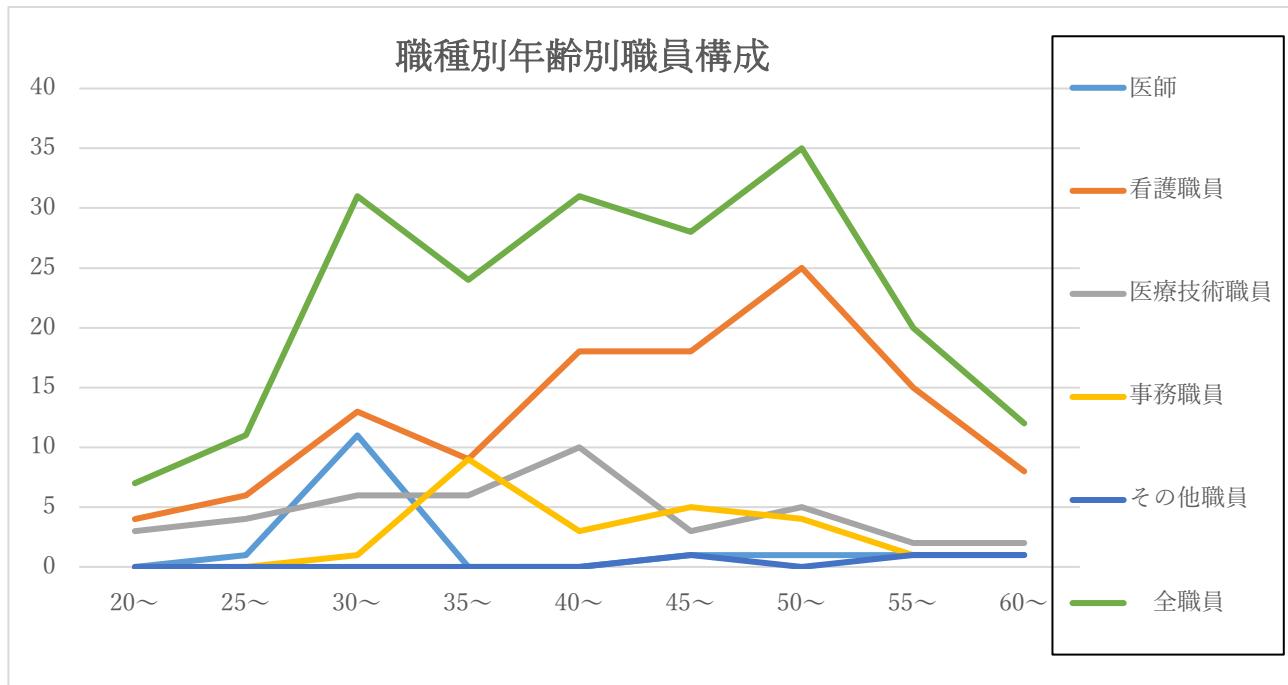
(単位：人、各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和6年	令和7年		
公営企業会計 部門	医師	13	16	3	
	歯科医師	0	0	0	
	薬剤師	3	3	0	
	看護師	107	114	7	
	准看護師	2	2	0	
	看護補助者	0	1	1	
	診療放射線技師	5	5	0	
	臨床検査技師	5	5	0	
	臨床工学技士	2	2	0	ふるさと枠医師の配置による医師の増員や 事業見直しなど
	栄養士	1	1	0	
	管理栄養士	4	4	0	
	調理師	2	2	0	
	理学療法士	9	9	0	
	作業療法士	6	6	0	
	言語聴覚士	3	4	1	
	歯科衛生士	3	2	▲1	
	事務職員	22	23	1	
合計		187 [210]	199 [210]	12	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者を含み、臨時又は非常勤職員を除いている。(企業長を含まない)

2 [ ] 内は、条例定数の合計である。

2 年齢別職種別職員構成の状況（令和7年4月1現在）



区分	20~	25~	30~	35~	40~	45~	50~	55~	60~	計	平均年齢
医師	0	1	11	0	0	1	1	1	1	16	37.9
看護職員	4	6	13	9	18	18	25	15	8	116	45.3
技術職員	3	4	6	6	10	3	5	2	2	41	40.1
事務職員	0	0	1	9	3	5	4	1	0	23	43.0
その他	0	0	0	0	0	1	0	1	1	3	55.3
計	4	10	25	23	31	29	34	34	12	199	43.5

3 採用者数及び退職者数の状況（令和6年度）

採用者数	退職者数					計
	定年退職	勧奨退職	普通退職	その他		
17	4	0	9	0	13	

7 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 職員の勤務時間

(令和7年4月1日現在)

職員の正規の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間について38時間45分である。一般的な職員の勤務時間は次の通りであるが、勤務の特殊性により、この勤務時間により難しい場合は別に定めている。

区分		開始時間	終了時間	休憩時間
標準的勤務時間		午前8時30分	午後5時15分	自 午後0時00分 至 午後1時00分
三 交 替 勤 務	日 勤	午前8時00分	午後4時45分	自 午後0時00分 至 午後1時00分
	準 夜	午後4時00分	午前0時45分	自 午後5時00分 至 午後5時30分 自 午後10時00分 至 午後11時00分
	深 夜	午前0時00分	午前8時45分	自 午前3時00分 至 午前3時30分 自 午前5時00分 至 午前5時30分
	二交替勤務		午後4時00分	自 午後7時30分 至 午後8時00分 自 午前1時00分 至 午前1時30分 自 午前5時00分 至 午前5時15分

(注) 休憩時間：職員が勤務時間の途中において、勤務から開放され、自己の時間として自由に利用することが保障されている時間であり、労働基準法に準拠しているもの。

2 年次有給休暇の取得状況

(令和6年1月1日～令和6年12月31日)

総取得日数 B	全対象職員数 C	平均取得日数 B／C
1945.5	187	10.4

3 特別休暇等の状況（令和7年4月1日現在）

(1) 休暇

休暇の種類	事由	期間	給料
年次有給休暇	一の年ごとにおける休暇	年 20 日（翌年繰越 20 日限度）	有給
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	90 日を超えない範囲で療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間	有給
特別休暇	選挙権等の行使	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
	裁判員、証人等としての出頭	裁判員、証人等として官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
	骨髄移植のための骨髓液の提供	骨髓液の提供希望者としての登録又は骨髓液を提供する場合	必要と認められる期間
	結婚休暇	結婚する場合	連続する 5 日以内
	子の結婚	子が結婚する場合	2 日
	産前休暇	8 週間以内に出産する予定である場合	出産の日までの申し出た期間
	産後休暇	女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間
	保健指導・健康診査の受診	妊娠中・出産後 1 年以内の職員が保健指導・健康診査を受ける場合	必要と認められる期間
	妊婦の通勤混雑緩和	妊娠中の職員が交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	1 日につき 1 時間を超えない範囲内
	生理休暇	職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合	2 日を超えない範囲で必要と認める期間
	生後 1 年に達しない子を育てる場合	生後 1 年に達しない子を育てる職員が授乳等を行う場合	1 日 2 回それぞれ 30 分以内
	配偶者が出産する場合	職員の配偶者が出産する場合で、入院等の付き添い等のため勤務しないことが相当である場合	2 日の範囲内
	親族が死亡した場合	職員の親族が死亡した場合	親族に応じ 1 日～7 日
	父母の祭日	職員が父母の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当である場合	1 日の範囲内（父母の死後 15 年以内）
	夏期休暇	夏期における心身の健康の維持及び増進等のため勤務しないことが相当である場合	6 月から 9 月までの期間内における 2 日の範囲内
	メーデー参加	メーデーに参加する場合	その都度必要と認める期間
	感染症の予防等による交通遮断又は隔離	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）による交通遮断又は隔離	必要と認められる期間
	厚生休暇	身心の健康の維持及び増進等のため、勤務しないことが相当である場合	一の年において 3 日以内
	現住居の滅失、損壊	災害により職員の現住居が滅失、又は損壊した場合	1 週間を超えない範囲内
	災害等による出勤困難	災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合	必要と認められる期間
	退勤途上の危険回避	災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合	必要と認められる期間
	子の看護等休暇	中学校就学前の子を養育する職員がその子の看護をする場合、子の入園式等及び感染症に伴う学級閉鎖等により勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において 5 日（対象となる子が 2 人以上の場合は 10 日）以内
	短期介護休暇	要介護者の介護その他の町長が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において 5 日（要介護者が 2 人以上の場合は 10 日）以内
	家族看護休暇	職員が家族の看護（負傷・疾病等による）のため、勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において 5 日（対象となる親族が 2 人以上の場合は 10 日）以内
	出生サポート休暇	職員が不妊の治療を受けるため、勤務しないことが相当であると認められる場合	5 日の範囲内
介護休暇		配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で、疾病等により 2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	6 月の期間内で必要と認められる期間
			無給

## 育児休業制度

種類	事由	期間	給料
育児休業	3歳に満たない子を養育する職員	子が3歳に達する日までのうち職員が希望する期間	無給
部分休業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員	1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間	部分休業している時間について減額
育児短時間勤務		週19時間35分勤務等のいくつかの勤務形態から選択勤務。1ヶ月以上、1年以下の期間（更新可）	勤務時間数に応じた額を支給

### 8 職員の休業に関する状況

休業の取得状況（令和6年度）

(単位：人)

育児休業	部分休業
13	6

### 9 職員の分限及び懲戒処分の状況

1 分限懲戒処分者数（令和6年度）

区分		降任	免職	休職	降給
勤務実績がよくない場合	地公法第28条第1項第1号	0	0	0	0
身心の故障の場合	地公法第28条第1項第2号第2項第1号	0	0	7	0
職に必要な適性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号	1	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号	0	0	0	0
刑事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号	0	0	0	0
条例で定めた事由による場合	地公法第27条第2号	0	0	0	0
計		1	0	7	0

(注) 同一のものが複数回該当する場合は、その数を重複して計上。

2 懲戒処分者数（令和6年度）

区分		戒告	減給	停職	免職	訓告等
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号	0	0	0	0	1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	1

(注) 「訓告等」とは、事件当事者又は監督者に対して訓告、厳重注意などの指導上の措置を言う。

## 10 職員の服務に関すること

### 1 営利企業等の従事許可の状況

(令和7年3月31日現在)

区分	件	備考
許可件数	5	

(注) 営利企業等の従事許可の状況とは、営利企業及びその他の団体の役員等への就任・従事すること、自ら営利を目的とする企業を営むこと等をいう。

## 11 職員の研修に関すること

### 1 職員の研修の状況

#### (1) 研修の実施状況（令和6年4月1日から令和7年3月31日）

区分	実施場所等	研修名	受講者数（人）
一般研修	広島県自治研修センター	初任者研修	2
		中堅職員研修	12
		特別研修	2
		監督者・管理者研修	12
院内研修	公立世羅中央病院等	衛生研修、医療安全研修、感染研修、個人情報保護法研修等	2,301
その他	オンライン、広島県看護協会、広島県医師会等	看護研修 技術向上研修等	111
合　　計			2,441

## 12 職員の福祉及び利益の保護に関すること

### 1 福利厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施しなければなりません（地方公務員法第42条）。

また、共済制度は、職員又はその被扶養者の事故（病気、負傷、出産、死亡、災害等）に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度であり（地方公務員法第43条第1項）、具体的には地方公務員等共済組合法によって広島県市町村職員共済組合が制度を運用、実施しています。

この他、職員は（財）広島県市町村職員共済互助会に加入しています。

#### 福利厚生の状況

区分	内容
職員の保健等に関すること	定期健康診断の実施
広島県市町村職員共済組合	<p>◎短期給付＝公務外の病気やケガの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付 ○保険給付 　療養給付、入院時食事療養費、高額医療費など ○休業給付 　傷病手当金、出産手当金、育児休業手当金など ○災害給付 　弔慰金、災害見舞金、家族弔慰金</p> <p>◎長期給付＝老後の経済生活を支援するための給付 ○退職共済年金 　組合員期間が1ヶ月以上ある場合、一定条件を満たすことにより65歳から支給（65歳未満で受給できる特例あり） ○障害共済年金・一時金 　組合員が在職中に病気やケガで障害の状態になったときに支給 ○遺族共済年金 　組合員又は組合員であった者が死亡したとき遺族に支給</p> <p>◎福祉事業＝保健、貯金、貸付などの各事業 ○保健事業 　短期人間ドック、ライフプラン講座など ○貯金事業 　普通貯金の受け入れ ○貸付事業 　普通貸付、住宅貸付、災害貸付、特別貸付など</p>
(財) 広島県市町村職員共済互助会	<p>◎福利厚生事業 　育児図書の配付など（退職派遣者のみ対象：短期人間ドック助成、保養所利用助成） ◎積立年金事業 個人積立年金 (負担割合)職員掛け金 標準報酬月額の1.64/1,000 企業団負担金 標準報酬月額の1.64/1,000</p>

## 2 公務災害補償

地方公共団体は、職員が公務中あるいは通勤途上で死亡し、または負傷や疾病により障害を負った場合などには、その者またはその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償する義務を負います（地方公務員法第45条第1項）。具体的には地方公務員災害補償法に基づき、専門的機関として設置された地方公務員災害補償基金によって補償事務が行われています。

公務災害等の認定状況

(単位：件、令和6年度)

公務災害	通勤災害	計
3	1	4